

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(市の責務に係る関係法令)

第3条 条例第4条の規則で定める関係法令は、次に掲げる法令とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）その他の関係法令
 - (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）その他の関係法令
 - (4) 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）その他の関係法令
 - (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）その他の関係法令
 - (6) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）その他の関係法令
 - (7) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）その他の関係法令
 - (8) 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）その他の関係法令
- (事業者等の責務に係る関係法令)

第4条 条例第5条に規定する労働者等の労働環境を確保するため遵守する規則で定める関係法令は、次に掲げる法令とする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令
- (3) 労働契約法（平成19年法律第128号）その他の関係法令
- (4) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令
- (5) 建設業法その他の関係法令
- (6) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）その他の関係法令
- (7) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）その他の関係法令
- (8) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
その他の関係法令
- (9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の関係法令
- (10) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）その他の関係法令
- (11) 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（平成27年法律第69号）
その他の関係法令
- (12) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88

号) その他の関係法令

- (13) 公共サービス基本法その他の関係法令
- (14) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律その他の関係法令
- (15) 公共工事の品質確保の促進に関する法律その他の関係法令
- (16) 雇用保険法(昭和49年法律第116号) その他の関係法令
- (17) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) その他の関係法令
- (18) 健康保険法(大正11年法律第70号) その他の関係法令
- (19) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) その他の関係法令
- (20) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号) その他の関係法令
- (21) その他労働環境に関する法令

(労働環境の報告を行う契約の範囲)

第5条 条例第7条第1項の規則で定める範囲の契約は、次の各号に掲げる契約とする。

- (1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約
 - (2) 予定価格が1千万円以上で次に掲げる業務の委託契約
 - ア 施設の警備に関する業務(機械警備業務を除く。)
 - イ 施設の清掃に関する業務
 - ウ 施設の受付又は案内に関する業務
 - エ 学校給食の調理に関する業務
 - オ 学校用務員に関する業務
 - (3) 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定
- (労働環境の報告等)

第6条 条例第7条第1項の報告は、契約を締結した日から14日以内に、公契約に係る労働環境報告書(第1号様式)により行うものとする。条例第5条第4項の受託等契約等を締結したときも、同様とする。

2 市長等は、前項の規定により事業者から提出のあった公契約に係る労働環境報告書の内容を確認し、労働環境の改善が必要と判断したときは、条例第7条第3項に規定する事業者等に公契約に係る労働環境の改善を求める通知書(第2号様式)により改善を求めなければならない。

3 条例第7条第3項の規則で定める関係法令は、別表第1に掲げる法令とする。

4 条例第7条第4項の報告は、市長から提出を求められた日から20日以内に公契約に係る労働環境改善報告書(第3号様式)により行うものとする。

5 市長等は、公契約に係る労働環境報告書、公契約に係る労働環境改善報告書その他労働環境の報告等に関する書類を契約書とともに保存しなければならない。

(労働者等の申出ができる契約の範囲)

第7条 条例第8条第1項の規則で定める範囲の契約は、次の各号に掲げる契約とする。

- (1) 予定価格が200万円を超える工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が100万円を超える次に掲げる業務の委託契約
 - ア 施設の警備に関する業務(機械警備業務を除く。)
 - イ 施設の清掃に関する業務

ウ 施設の受付又は案内に関する業務

エ 学校給食の調理に関する業務

オ 学校用務員に関する業務

(3) 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

2 条例第8条第1項の規則で定める関係法令は、別表第2に掲げる法令とする。

(労働者等の申出等)

第8条 条例第8条第1項に規定する申出は、公契約に係る労働環境申出書（第4号様式）により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による報告の求めは、公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境の報告を求める通知書（第5号様式）により行うものとする。

3 条例第8条第2項の報告は、市長から提出を求められた日から20日以内に公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境報告書（第6号様式）により行うものとする。

4 市長等は、公契約に係る労働環境申出書、公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境報告書その他労働者等の申出等に関する書類を契約書とともに保存しなければならない。

(報告等の特例による報告等)

第9条 条例第9条第1項の規定による報告の求めは、公契約に係る労働環境に関する報告を求める通知書（第7号様式）により行うものとする。

2 条例第9条第1項の報告は、市長から提出を求められた日から20日以内に公契約に係る労働環境報告書により行うものとする。

3 条例第9条第3項第3号の規則で定める関係法令は、別表第1に掲げる法令とする。

4 市長等は、第2項の労働環境報告書その他報告等の特例による報告に関する書類を契約書とともに保存しなければならない。

(労働者等への周知)

第10条 条例第11条の規則で定める契約とは、第5条及び第7条に規定する契約をいう。

2 条例第11条第2号の規則で定める関係法令条項は、別表第1に掲げる法令とする。

(相談窓口)

第11条 条例第12条の窓口は、次のとおりとする。

(1) 市長が発注者となる契約の窓口 財務部契約検査課

(2) 公営企業管理者が発注者となる契約の窓口 上下水道局総務課

(令4規則38・一部改正)

(会長及び副会長)

第12条 条例第14条の郡山市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席し、かつ、事業者団体及び労働者団体の各委員のうちそれぞれ1

名以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(意見の聴取等)

第14条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第15条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

(令4規則38・一部改正)

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則は、この規則の施行の日以後に締結した公契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(郡山市公契約条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

178 この規則の施行の際現に提出されている第89条の規定による改正前の郡山市公契約条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の郡山市公契約条例施行規則の様式によるものとみなす。

179 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市公契約条例施行規則による様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の郡山市公契約条例施行規則の様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をし

て使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の郡山市公契約条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

別表第1（第6条、第9条、第10条関係）

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

別表第1（第6条、第9条、第10条関係）

法令名
労働基準法
労働安全衛生法
労働契約法
最低賃金法
建設業法 ※工事の請負契約に限る。
製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 ※工事の請負契約を除く。
青少年の雇用の促進等に関する法律
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 ※工事の請負契約及び施設の警備に関する業務の委託契約を除く。
公共サービス基本法
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 ※工事又は製造の請負契約に限る。
公共工事の品質確保の促進に関する法律 ※工事又は製造の請負契約に限る。
雇用保険法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律
健康保険法
厚生年金保険法
中小企業退職金共済法

別表第2（第7条関係）

法令名
労働基準法
労働安全衛生法
労働契約法
最低賃金法
建設業法 ※工事の請負契約に限る。
製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 ※工事の請負契約を除く。
青少年の雇用の促進等に関する法律
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 ※工事の請負契約及び施設の警備に関する業務の委託契約を除く。
公共工事の品質確保の促進に関する法律 ※工事又は製造の請負契約に限る。
雇用保険法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律
健康保険法
厚生年金保険法
中小企業退職金共済法

第1号様式（その1）（第6条、第9条関係）

公契約に係る労働環境報告書（工事又は製造の請負契約）

年 月 日

郡山市長

	契約番号・工事名
	所在地
	商号又は名称
	代表者の職・氏名
	担当者・連絡先
下請	下請等工事名
	所在地
	商号又は名称
	代表者の職・氏名
	担当者・連絡先

郡山市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、下記事項について、事実と相違ありません。

なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに郡山市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

1 労働条件等に関する事項

区分	項目	確認欄
労働条件	就業規則、労働契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（いわゆる36協定）を労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合も届け出ていますか。	はい・いいえ
	就業規則を労働基準監督署に届け出ていますか。また、労働者に周知していますか。 （※常時10人以上の労働者を使用する場合に限る。）	はい・いいえ
	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
労働時間	労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録していますか。	はい・いいえ
	休日及び年次有給休暇を適切に付与していますか。	はい・いいえ
安全衛生	事故報告書等の記録・報告など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
	労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。	はい・いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい・いいえ
各種保険等	労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の手続を適正に行っていますか。	はい・いいえ
	建設業退職金共済制度又はこれに類似する退職金制度への加入等の手続を適正に行っていますか。	はい・いいえ
法定帳簿の整備	法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい・いいえ

※ 確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「/」を記入してください。

2 賃金に関する事項

区分	項目	確認欄
賃金	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい・いいえ
	適正な計算により賃金台帳を整備し、当該賃金台帳のとおり支払が行われていますか。	はい・いいえ
	当該契約における工事又は製造の請負に従事する労働者の職種別の最低労働賃金単価はいくらですか。	下表に記載

※ 確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「/」を記入してください。

3 職種別最低労働賃金単価 (円)

職種	工種	最低労働賃金単価（1時間当たり） ※国土交通省が決定する公共工事設計労務単価を比較の対象とします。

備考

1 労働者の範囲

- (1) 本契約における工事又は製造請負に従事する全ての労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当するものを対象とします。
- (2) 雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、当該工事等に従事する者について記入してください。
- (3) 次に掲げる労働者は、対象に含みません。
 - ア 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）
 - イ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者

2 最低労働賃金単価

該当する職種ごとに、最も低い賃金単価を記入します。

3 最も低い賃金単価（最低労働賃金単価）は、時給で記入してください。計算方法は次のとおりです。

- ①基本給等
- ②諸手当等
- ③賞与（ボーナス等）
- ④実物給与（食事の支給等）

(①+②+③+④) ÷ 1月の所定労働日数 ÷ 1日の所定労働時間

第1号様式（その2）（第6条、第9条関係）

公契約に係る労働環境報告書（業務委託契約・指定管理協定）

年 月 日

郡山市長

契約（協定）名
 （下請等契約名）
 所在地
 商号又は名称
 代表者の職・氏名
 担当者・連絡先

郡山市と締結した契約（協定）の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、下記事項について、事実と相違ありません。

なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに郡山市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

1 労働条件等に関する事項

区分	項目	確認欄
労働条件	就業規則、労働契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（いわゆる36協定）を労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合も届け出ていますか。	はい・いいえ
	就業規則を労働基準監督署に届け出ていますか。また、労働者に周知していますか。 （※常時10人以上の労働者を使用する場合に限る。）	はい・いいえ
	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
	業務内容に係る指示や確認、発注者との調整を行う業務責任者を配置していますか。また、労働者に対し労働時間や業務遂行等に関する指示など、契約の履行に関する管理は適正に行われていますか。	はい・いいえ
労働時間	労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録していますか。	はい・いいえ
	休日及び年次有給休暇を適切に付与していますか。	はい・いいえ
安全衛生	事故報告書等の記録・報告など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
	労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。	はい・いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい・いいえ
各種保険	労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の手続を適正に行っていますか。	はい・いいえ
法定帳簿の整備	法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい・いいえ

※ 確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「/」を記入してください。

2 賃金に関する事項

賃 金	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい・いいえ
	適正な計算により賃金台帳を整備し、当該賃金台帳のとおり支払が行われていますか。	はい・いいえ
	当該契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらですか。 ※最低賃金法第9条の規定に基づき福島労働局長が決定する地域別最低賃金を比較の対象とします。 従事する職種 1時間当たり 円	

※ 確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「/」を記入してください。

備考

1 労働者の範囲

- (1) 本契約における業務に従事する全ての労働者が対象となります。
- (2) 雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、当該業務等に従事する者について記入してください。

2 最低労働賃金単価

該当する職種ごとに、最も低い賃金単価を記入します。

3 最も低い賃金単価（最低労働賃金単価）は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。

- (1) 時間給の場合 時間給を記入
- (2) 日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間
- (3) 月給の場合 月給 ÷ 1月の所定労働時間

4 次に掲げる賃金等は、3の計算に含みません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当、出産祝い金等）
- (2) 1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）
- (3) 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- (4) 当該最低賃金に算入しないことを定める賃金（扶養手当、通勤手当、精皆勤手当等）

公契約に係る労働環境の改善を求める通知書

様

郡山市長



年 月 日付で提出のあった（工事又は製造の請負契約・業務委託契約・指定管理協定）に係る労働環境報告書を確認したところ、下記のとおり不適切な事項が確認されました。

つきましては、郡山市公契約条例第7条第3項の規定に基づき、改善を求めますので、通知します。

記

区 分	改善を求める内容	根拠法令

公契約に係る労働環境改善報告書

年 月 日

郡山市長

工事・契約（協定）名
（下請工事・契約名）
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者の職・氏名
担当者・連絡先

郡山市と締結した契約（協定）について、労働環境の改善を行いましたので、郡山市公契約条例第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 公契約に係る労働環境の改善を求める通知書の文書番号等

公契約に係る労働環境の改善を求める 通知書の文書番号及び年月日	文書番号 文書の年月日	郡 第 号 年 月 日
------------------------------------	----------------	----------------

2 改善措置の内容等

区 分	改善措置の内容	措置日

第4号様式（第8条関係）

公契約に係る労働環境申出書

年 月 日

郡山市長

住 所
氏 名
連絡先

私が勤務（する・していた）事業所等における労働環境について、郡山市公契約条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

雇 用 事 業 者 名	
対象工事・契約（協定）名 （下請工事・契約名）	（ ）
公 契 約 従 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
申出内容の事実確認	<input type="checkbox"/> 実名を公表した事実確認を希望する。 <input type="checkbox"/> 匿名による事実確認を希望する。
申 出 内 容	

公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境の報告を求める通知書

様

郡山市長



貴社が雇用（する・していた）労働者から 年 月 日付けで申出のあった公契約（工事又は製造の請負契約・業務委託契約・指定管理協定）に係る下記の労働環境の事実について、報告を求めますので、通知します。

なお、当該申出者に対しては、郡山市公契約条例第13条の規定により、不利益な取扱いをしてはなりません。

記

対象工事・契約（協定）名 （下請工事・契約名）	（ ）
対象事業履行期限	
対象労働者氏名	
公契約従事期間	年 月 日 から 年 月 日まで
申 出 内 容	
調 査 内 容	

第6号様式（第8条関係）

公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境報告書

年 月 日

郡山市長

工事・契約（協定）名
（下請工事・契約名）
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者の職・氏名
担当者・連絡先

弊社が雇用（する・していた）労働者からの公契約に係る労働環境の申出に対する労働環境の事実について、報告します。

なお、郡山市公契約条例第13条の規定に基づき、申出者への不利益な取扱いを行わないことを誓約します。

記

調 査 内 容	
報 告 内 容	

公契約に係る労働環境に関する報告を求める通知書
様

郡山市長



貴社と締結した公契約（工事又は製造の請負契約・業務委託契約・指定管理協定）に関する下記の労働環境の事実について、確認をしたいため報告を求めますので、通知します。

記

1 労働条件等に関する事項

区分	報告が必要な事項に○	項 目
労働条件		就業規則、労働契約、労使協定等の労働条件の内容について
		労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（いわゆる36協定）が労働基準監督署へ届出されているかの状況について
		就業規則の労働基準監督署への届出及び労働者への周知状況について
		労働者に対する賃金、労働時間その他労働条件の書面による明示状況について
		※業務委託契約に限る。 業務内容に係る指示や確認、発注者との調整を行う業務責任者の配置状況及び労働者に対する労働時間や業務遂行等に関する指示など、契約の履行に関する状況について
労働時間		労働日ごとの始業・終業時刻の確認及び記録状況について
		休日及び年次有給休暇の付与状況について
安全衛生		事故報告書等の記録・報告など、業務災害への対策について
		労働安全衛生法に基づく健康診断の実施状況について
		安全衛生の管理体制について
各種保険		労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の状況について
		※工事又は製造請負契約に限る。 建設業退職金共済制度又はこれに類似する退職金制度への加入等の状況について
法定帳簿の整備		法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）の整備状況について
その他		（ ）

2 賃金に関する事項

賃 金		労働者に対する賃金の支払状況について
		時間外、休日等の割増賃金の支払状況について
		適正な計算による賃金台帳の整備、当該賃金台帳に基づく支払について
		当該契約に従事する労働者職種及びその職種に係る1時間当たりの最低労務単価について
		その他（ ）